

# 令和7年度第1回一関市子ども・子育て会議

日時 令和7年5月20日（火）

午後1時30分～午後3時30分

場所 一関保健センター 1階 多目的ホール

## 次 第

— 委嘱状の交付 —

1 開 会

2 あいさつ

3 会長・副会長の互選

4 報 告

「一関市こども計画」について 資料1～3

5 協議・意見交換

(1) 令和7年度の主な取組について 資料4

(2) 特定教育・保育施設の利用定員について 資料5

(3) 乳児等通園支援事業の認可について 資料6

6 その他

7 閉 会

※会議開催日（予定）：第2回令和7年7月31日（木）午後  
第3回令和8年2月13日（金）午後

○一関市子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

**(※別紙参照)**

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦された者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募に応じた者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月12日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

# 一関市子ども計画【令和7年度～令和11年度】の概要

## 資料 1

### 計画策定の趣旨

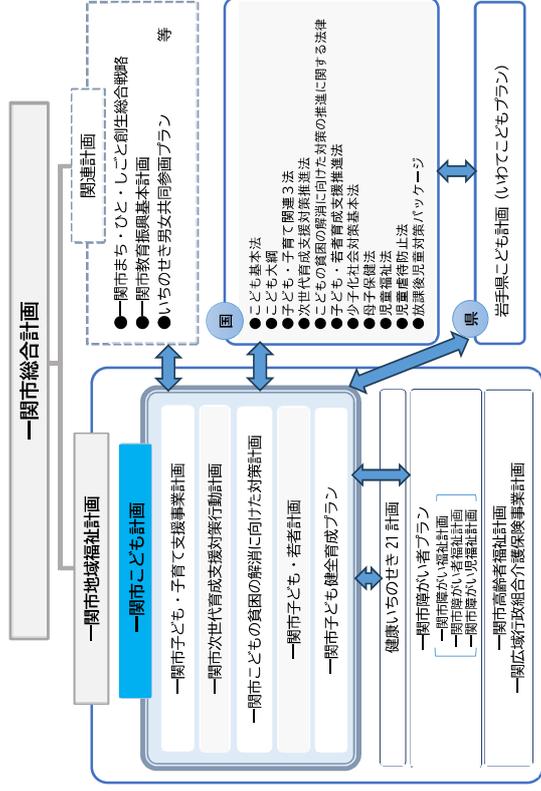
近年の子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、国は令和5年4月に**子ども基本法**を施行し、**子ども施策の立案、実施を担う行政機関として子ども家庭庁を発足**させ、令和5年12月には「**子ども大綱**」と「**子ども未来戦略**」が策定されました。

本市においては、平成27年度から「一関市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種取組を進めてきましたが、「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、**子ども施策を総合的に推進するため、「子ども基本法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」「子ども健全育成プラン」を一体化した「一関市子ども計画」を策定**します。

### 計画の位置づけと期間

本計画は、国の「子ども大綱」及び「岩手県子ども計画（いわゆる子どもプラン）」を踏まえて策定するとともに、本市の上位計画や関連計画との整合を図ります。

計画期間は、**令和7年度から令和11年度までの5年**とします。



### 計画の策定体制

- 一関市子ども・子育て会議  
子ども・子育て支援法に基づき、保護者、子ども、子育て事業者の従事者や関係団体、知識経験者等で構成する「一関市子ども・子育て会議」において、本計画に関する事項について審議しました。
- 市民からの意見・提言  
子ども・若者とその保護者を対象としたアンケート調査、子どもの意見聴取イベントの開催、各種事業に参加した子育て当事者からのニーズ把握、パブリックコメントによる意見募集を行い、寄せられた意見を可能な限り計画に反映しました。
- 市関係部局との連携  
市の関係課等において、これまでの取組を検証するとともに課題を整理し、市の部局を横断した全庁的な連携を図りながら計画の内容について検討・協議しました。

### 子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

#### ■出生数の状況

平成26年以降の推移をみると、出生数は年々減少しており、**ここ10年で約4割減少**しています。



#### ■世帯の状況

世帯数は増加傾向にあります。18歳未満の子どもがいる世帯は減少しています。

#### ■結婚の状況

未婚率は男性・女性ともに増加傾向となっており、未婚率は、令和4年は255件で、平成30年と比べて116件減少しています。

#### ■児童相談等の状況

児童に関する相談件数は年々増加しており、児童虐待を含む相談が全体の約9割を占めています。

### 本市の課題

#### 1 子どもや子育て世帯への切れ目のない支援と相談体制の充実

- 周囲に子育ての協力がいない保護者の存在が確認されたことから、引き続き**各家庭の生活状況やニーズに沿った子育て支援**が必要です。
- 気軽に相談する相手がいらない保護者に対しては、相談窓口を周知するほか、保護者同士が交流できる場の提供、保育施設等と連携して相談体制を整備するなど、**育児に負担や不安を抱えている全ての保護者を支える体制**を充実させる必要があります。

#### 2 多様な保育ニーズへの的確な対応

- 保護者の疾病などによる一時預かりやリフレッシュを目的とした保育サービスの利用も増加しています。保護者の就業要件を問わず、**多様な教育・保育ニーズに対応**するための提供体制を確保する必要があります。

#### 3 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

- 就労する保護者の増加により、病児保育など**就労と両立しやすい多様な保育サービス**を利用できる環境整備が重要です。
- 育児休業の取得率は増加していますが、アンケート調査に育児休業を利用しづらいと回答した保護者が依然として多くいたことから、**育児休業を取得しやすい職場環境**の整備が求められています。

#### 4 地域で安心して過ごせることでの居場所づくりの拡充

- 小学生の保護者の多くが、子どもの放課後の居場所として放課後児童クラブの利用を希望しています。この年齢に合わせた事業の検討や、放課後児童支援員の確保など**受け入れ体制の充実**が求められています。
- 家庭や学校を安心して過ごせる場所だと考えている子どもが、年齢が上がるともに減少する傾向が見られました。子どもたちが**安心して過ごせる居場所や様々な世代とつながることができる居場所**を、子どもが利用しやすい地域内に整備する必要があります。

#### 5 経済的困窮がもたらす様々な影響を踏まえた対応

- 収入階層の低い世帯では、経済的支援はもとより**学習習慣の定着や食事提供などの支援**が重要です。
- 経済的困窮と合わせて精神的不調を抱えている保護者に対しては、相談支援の充実を図り、**子育てしながら安心して生活するための支援**を進める必要があります。

#### 6 困難を抱える子ども・若者へ向けた支援

- 貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、障がい、医療的ケア、外国籍等の子どもやヤングケアラーなども、若者を取り巻く課題は複雑化しています。それぞれが抱える悩みに寄り添った支援体制を構築するとともに、周囲の人が気づき、支えることができるよう、**相談支援体制の充実**を図る必要があります。

## 基本理念

こどもの笑顔と夢いきる 未来つながる いちのせき

## 施策の展開

本市はこれまで、市としてできることも・子育て支援に最大限取り組みできており、その結果、若者世代や子育て世代などの住み良さに関する全国ランキングで上位にランクインしました。今後も、目まぐるしく新設・改廃される国の施策に一つ一つの確に呼応しながら、“子育て支援のまち”として、全国に誇れる施策を展開していきます。

## 基本目標 1 切れ目なく子育てを支えるまち

### (1) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援のさらなる充実を図ります。

### (2) 質の高い教育・保育サービスの提供

保護者の困々のニーズに対応した多様な質の高い教育・保育サービスの充実を図ります。

### (3) 相談支援・情報発信の充実

子育てをしながら安心して生活できるよう、相談しやすい体制を充実させるとともに、子育てに関する情報発信に努めます。

### (4) 子育て世帯の経済的な負担の軽減

経済的な負担を軽減する制度の周知に努めるとともに、子育て世帯への経済的支援を実施します。

### (5) 多様な就労の実現・仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てを両立させるため、地域社会が協力し合える子育て環境の意識啓発を行います。

【主な事業・取組】 乳児見守り訪問事業（あんしんおむつ宅配便）、産後ケア事業（妊娠サポート・ケア事業）、地域子育て相談事業、乳児等通園支援事業（こども館でも通園押入れ）、子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）、5歳児健康診査

## 基本目標 2 こどもが自分らしく健やかに成長できるまち

### (1) こども・若者の意見・権利の尊重と自立に向けた支援

こども、若者の人権尊重に関する啓発活動を行うとともに、社会体験の場を整備し自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

### (2) 多様な教育機会の確保

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育機会を確保します。

### (3) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

居場所の充実を図り、成長を見守り支える環境を整備します。

### (4) 悩みを抱えるこども・若者等への相談支援

こどもや若者が、学校や家庭、地域の中で抱える様々な悩みや将来の不安などについて、気軽に相談できる体制を整備します。

【主な事業・取組】 思春期保健事業（プレコンセプション教育）、児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）

子ども居場所づくり推進事業、こどものための相談窓口

## 基本目標 3 困難を抱えるこども・若者とその家族を支えるまち

### (1) 児童虐待の防止

虐待リスクのある家庭を早期発見・支援するため、関係機関が連携して地域全体で支え合う体制の充実を図ります。

### (2) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭等が自立して生活できるよう、相談体制を充実するとともに就業支援を行います。

### (3) 障がい児の支援

障がいのあるこどもや家族に対して、成長に応じて切れ目なく支援できる体制の充実を図ります。

### (4) こどもの貧困対策

経済面で困難を抱えるこどもや家庭の実態把握に努め、教育・生活・経済的支援や保護者の就労支援を行います。

### (5) 特別な配慮を要するこどもへの支援

医療的ケア児、ヤングケアラー、外国籍のこどもなどかいる世帯に対し、必要な支援を行います。

【主な事業・取組】 家庭児童相談事業、ひとり親家庭給付事業、発達支援教室

生活困難者自立相談支援事業、医療的ケア児の相談窓口の設置

## 基本目標 4 地域全体で子育てを支えるまち

### (1) 地域で支える仕組みづくり

地域全体で子育て世帯を支えるため、年代や国籍を問わず交流できる場や機会を創けます。

### (2) 安心・安全な子育て環境の整備

こどもの遊び場の充実を図るとともに、交通事故や非行等の防止に向けた活動を推進します。

【主な事業・取組】 地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば）、みんなの食卓支援事業、少年センターの運営

## 基本目標 5 若者の希望をかなえ安心して暮らせるまち

### (1) 結婚を希望する若者への支援

結婚等に関する支援や情報発信に努めるとともに、安心して結婚生活をスタートできる各種支援を行います。

### (2) 若者の就職支援

キャリア教育・職業教育の充実を図るとともに、就職活動やUIターン等に役立つ情報提供を行います。

【主な事業・取組】 結婚新生活支援補助金、キャリア教育支援事業、若者の就業定着支援事業

## 主な指標

	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
1	一関市で子育てををしたいと思う市民の割合	94.4%	95.0%
2	出生数における第2子以降の割合	54.7%	55.0%
3	保育所等利用待機児童数	0人	0人

## 計画の推進体制と進捗管理

### 1 計画の推進体制

本計画及び本市の上位・関連計画に基づき、市の部局を横断した全庁的な体制により、本市のこども・子育て施策を総合的に推進していきます。

本計画の実行や関連事業の実施にあたっては、こどもや子育ての当事者から幅広く意見を聴く機会を確保し、その意見を反映するよう努めます。

こどもの育ち、地域全体で支えていくため、関係機関や関係団体等の委員で構成する一関市子ども・子育て会議で協議・検討を行います。地域や地域の子育て支援団体、企業などと連携を図り協力し合いながら計画を推進します。

### 2 計画の進捗管理

計画の取組状況については、毎年度把握し、計画の適切な進捗管理に努めます。



# 一関市子ども計画

【計画期間：令和7年度～令和11年度】

## 概要版

### 1 一関市子ども計画とは

国は、「子ども大綱」において、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」を実現することを掲げました。  
「一関市子ども計画」は、こうした「こども大綱」の理念を踏まえ、こども政策を総合的に推進するための計画です。  
全ての子ども・若者が自立した個人として夢をもち、幸せに成長することができるよう、地域全体でこどもと家庭を支え、喜びやいきがいを感ずながら子育てができるまちを目指し、取組を進めています。

- 一関市子ども計画**
- 子ども・子育て支援事業計画
  - 次世代育成支援対策行動計画
  - こどもの貧困の解消に向けた対策計画
  - 子ども・若者計画
  - 子ども健全育成プラン

### 2 計画の基本理念と基本目標

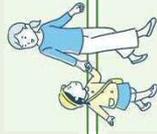
#### 基本理念

こどもの笑顔と夢いきる 未来につながる いちのせき

本市はこれまで、市としてできることも、子育て支援に最大限取り組んできており、その結果、若者世代や子育て世代などの住み良さに関する全国ランキングで上位にランクインしました。  
今後も、「子育て支援のまち」として、全国に誇れる施策を展開していきます。

#### 基本目標 1

切れ目なく  
子育てを  
支えるまち



- (1) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援  
安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援のさらなる充実を図ります。
  - (2) 質の高い教育・保育サービスの提供  
保護者の個々のニーズに対応した多様で質の高い教育・保育サービスの充実を図ります。
  - (3) 相談支援・情報発信の充実  
相談しやすい体制の充実を図り、子育てに関する情報発信に努めます。
  - (4) 子育てで世帯の経済的負担を軽減  
経済的な負担を軽減する制度の周知に努め、子育てで世帯への経済的支援を実施します。
  - (5) 多様な就労の実現・仕事と子育ての両立の推進  
仕事と子育ての両立を支援し、地域社会が協力し合える子育て環境の意識啓発を行います。
- 【主な事業・取組】  
乳児見守り訪問事業（あんしんおむつ宅配便）、産後ケア事業（妊娠婦サポート・ケア事業）、地域子育て相談事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、5歳児健康診査、子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）

#### 基本目標 2

こどもが  
自分らしく健やかに  
成長できるまち

- (1) こども・若者の意見・権利の尊重と自立に向けた支援  
こども・若者の人権尊重に関する啓発活動を行い、社会体験の場を整備し自らの意思で将来を選択できるように支援します。
  - (2) 多様な教育機会の確保  
こどもたちから心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育機会を確保します。
  - (3) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり  
こどもや若者の居場所の充実を図り、成長を見守り支える環境を整備します。
  - (4) 悩みを抱えるこども・若者等への相談支援  
学校や家庭、地域の中で抱える様々な悩みや将来の不安などについて、気軽に相談できる体制を整備します。
- 【主な事業・取組】  
思春期保健事業（プレコンセプション教育）、児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）、子ども居場所づくり推進事業、こどものための相談窓口

## 資料 2

### (1) 児童虐待の防止

育児に負担のある家庭を早期発見、支援するため、関係機関が連携して地域全体で支え合う体制の充実を図ります。

### (2) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭等が自立して生活できるよう、相談体制を充実するとともに就業支援を行います。

### (3) 障がい児の支援

障がいのあるこどもや家族に対して、成長に応じて切れ目なく支援する体制の充実を図ります。

### (4) こどもの貧困対策

経済面で困難を抱えるこどもや家庭の実態を把握し、教育・生活・経済的支援や保護者の就業支援を行います。

### (5) 特別な配慮を要するこどもへの支援

医療的ケア児、ヤングケアラー、外国籍のこどもなどがいる世帯が必要とする支援を行います。

【主な事業・取組】  
家庭児童相談事業、ひとり親家庭給付事業、発達支援教室、生活困窮者自立相談支援事業、医療的ケア児の相談窓口の設置

### 基本目標 3

困難を抱える  
こども・若者と  
その家族を  
支えるまち



### 基本目標 4

地域全体で  
子育てを  
支えるまち

### (1) 地域で支える仕組みづくり

地域全体で子育てで世帯を支えるため、年代や国籍を問わず交流できる場や機会を設けます。

### (2) 安心・安全な子育て環境の整備

こどもの遊び場の充実を図り、交通事故や非行等の防止に向けた活動を推進します。

【主な事業・取組】  
地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば）、みんなの食堂支援事業、少年センターの運営

### 基本目標 5

若者の希望をかなえ  
安心して  
暮らせるまち

### (1) 結婚を希望する若者への支援

結婚等に関する支援や情報発信に努め、安心して結婚生活をスタートできる各種支援を行います。

### (2) 若者の就職支援

キャリア教育・職業教育の充実を図り、就職活動やUIターン等に役立つ情報提供を行います。

【主な事業・取組】  
結婚新生活支援補助金、キャリア教育支援事業、若者の就業定着支援事業



## 3 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画及び本市の上位・関連計画に基づき、市の部局を横断した全庁的な体制により、本市のこども・子育て施策を総合的に推進していきます。

本計画の実行や関連事業の実施にあたっては、こどもや子育て当事者から幅広く意見を聴く機会を確保し、その意見を反映するよう努めます。

こどもの育ちを地域全体で支えるため、関係機関や関係団体等の委員で構成する一関市子ども・子育て会議で協議・検討を行うつつ、地域や地域の子育て支援団体、企業などと連携を図り協力し合いながら計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

計画の取組状況については、毎年度把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

一関市  
健康こども部  
こども家庭課

一関市こども計画（概要版）  
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1（一関保健センター）  
TEL 0191-21-2165 FAX 0191-21-4656



**不妊治療費助成金**  
不妊治療を受けている夫婦の治療費を助成します。

**妊婦一般健康診査**  
妊婦の健康状態、胎児の発育状況などを定期的に観察、検査します。

**産前学級**  
妊婦及び家族が安心し出産を迎えらるる準備を支援します。

**妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業**  
(出産子育て応援交付金併用型支援)  
妊婦期からの切れ目ない支援を行うため、支援給付と相談支援事業を効果的に組み合わせ総合的な支援を行います。

**地域子育て支援拠点事業**  
(子育て支援のつどい)  
乳幼児と保護者が交流を行う場を提供し、子育ての相談助言、情報を提供を行います。

**子育てサロン**  
地域住民が主体となり、参加者交流や仲間づくりの場を提供します。

**ファミリー・サポート・センター事業**  
乳幼児から小学生までの預かり支援等を行います。

**子育て世帯訪問支援事業**  
(子ども家庭ヘルパー)  
育児で世帯を訪問し、支援します。

**乳児見守り訪問事業**  
(あんしんおむつ宅配)  
0歳児を育てる世帯へ紙おむつを配達しながら乳児と保護者の見守りを行います。

**産後ケア事業**  
(好産婦・サポートケア事業)  
出産後1年以内の母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児等の支援を行います。

**乳児家庭全戸訪問事業**  
(こんにちは赤ちゃん事業)  
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援情報の提供等を行います。

**乳児見守り訪問事業**  
(あんしんおむつ宅配)  
0歳児を育てる世帯へ紙おむつを配達しながら乳児と保護者の見守りを行います。

**産後ケア事業**  
(好産婦・サポートケア事業)  
出産後1年以内の母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児等の支援を行います。

**5歳児健康診査**  
子どもの病性を早期に把握し、就学前までに必要な支援につなげる前かがいであるよう、生活習慣や育児に関する保健指導等を行います。

**第2子以降の保育料無償化**  
第2子以降の子どもは年齢にかかわらず、保育料を無料とします。

**一時預かり・延長保育事業**  
家庭での保育が困難な乳幼児を一時的に預かります。また、通常の利用日・利用時間以外に、延長して保育を行います。

**病児保育事業**  
病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に病児の保育を行います。

**医療的ケア児保育支援事業**  
未就学の医療的ケアが必要な子どもに対し、市内保育施設等に於いて、適切な教育・保育環境を整備します。

**発達支援相談**  
発達に関する支援が必要と思われ、発達に心配のある就学前の子どもと保護者を対象に、遊びなどの活動を通して子どもの心身の発達を支援します。

**地域子育て相談事業**  
市内保育施設等に相談窓口を設置し、子育てで世界が身近な場所で相談しやすい環境を整備します。

**放課後児童健全育成事業**  
(放課後児童クラブ)  
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を支援します。

**放課後子ども教室**  
地域の方々の協力のもと、子どもに学習やスポーツ、体験活動などの機会を提供します。

**子育て短期支援事業**  
保護者の疾病、入職、就労等の理由により家庭において子育てを受けることが困難な子どもを児童養護施設等において一時的に養育します。

**家庭児童相談事業**  
児童虐待の未然防止や早期発見のため、こども家庭支援員が相談・助言・指導等を行います。

**親子関係形成支援事業**  
保護者がこどもへの関わり方のスキルを習得するとともに、子育ての悩みを共有できる場を提供します。

**児童発達支援センター**  
発達に心配のある就学前の子どもと保護者を対象に、遊びなどの活動を通して子どもの心身の発達を支援します。

**地域子育て相談事業**  
市内保育施設等に相談窓口を設置し、子育てで世界が身近な場所で相談しやすい環境を整備します。

**キャリア教育支援事業**  
企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するキャリア教育を支援します。

**奨学金の貸与**  
経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方に学費を貸与します。

**少年センターの運営**  
少年非行の早期発見、早期指導のため、地域活動(街頭指導)を実施します。

**高校生**  
高校生までの医療費助成  
生まれてから18歳までの医療費を助成します。

**ひとり親家庭給付事業**  
自立支援教育訓練給付事業  
保護者が、就業に必要な技術や資格取得のための教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。

**高等職業訓練促進給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校修業期間中に修業および修了した場合に給付金を支給します。

**試験合格支援給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校試験合格した場合に給付金を支給します。

**結婚新生活支援補助金**  
新婚世帯を対象に、住居費や引越費用を補助します。

**女性等活躍推進事業**  
女性や若者が活躍できる職場づくりに推進するため、働く職員の相互理解やキャリア形成に関する研修会開催の経費を補助します。

**キャリア教育支援事業**  
企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するキャリア教育を支援します。

**奨学金の貸与**  
経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方に学費を貸与します。

**少年センターの運営**  
少年非行の早期発見、早期指導のため、地域活動(街頭指導)を実施します。

**高校生**  
高校生までの医療費助成  
生まれてから18歳までの医療費を助成します。

**ひとり親家庭給付事業**  
自立支援教育訓練給付事業  
保護者が、就業に必要な技術や資格取得のための教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。

**高等職業訓練促進給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校修業期間中に修業および修了した場合に給付金を支給します。

**試験合格支援給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校試験合格した場合に給付金を支給します。

**結婚新生活支援補助金**  
新婚世帯を対象に、住居費や引越費用を補助します。

**女性等活躍推進事業**  
女性や若者が活躍できる職場づくりに推進するため、働く職員の相互理解やキャリア形成に関する研修会開催の経費を補助します。

**キャリア教育支援事業**  
企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するキャリア教育を支援します。

**奨学金の貸与**  
経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方に学費を貸与します。

**少年センターの運営**  
少年非行の早期発見、早期指導のため、地域活動(街頭指導)を実施します。

**高校生**  
高校生までの医療費助成  
生まれてから18歳までの医療費を助成します。

**ひとり親家庭給付事業**  
自立支援教育訓練給付事業  
保護者が、就業に必要な技術や資格取得のための教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。

**高等職業訓練促進給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校修業期間中に修業および修了した場合に給付金を支給します。

**試験合格支援給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校試験合格した場合に給付金を支給します。

**結婚新生活支援補助金**  
新婚世帯を対象に、住居費や引越費用を補助します。

**女性等活躍推進事業**  
女性や若者が活躍できる職場づくりに推進するため、働く職員の相互理解やキャリア形成に関する研修会開催の経費を補助します。

**新卒高卒者地元就職応援事業**  
市内事業所に就職した新卒高卒者に商品券を交付します。

**奨学金返還補助金**  
市内に居住し奨学金返還を補助します。に対し、奨学金返還額を補助します。

**若者の就業定着支援事業**  
市内企業の新人社員及び若手社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催します。

**いきいき若手結婚サポートセンター等入会登録料助成金**  
広域的な出会いの場を創出し独身男女の結婚への支援をするため、結婚サポートセンター等の入会登録料を助成します。

**結婚新生活支援補助金**  
新婚世帯を対象に、住居費や引越費用を補助します。

**女性等活躍推進事業**  
女性や若者が活躍できる職場づくりに推進するため、働く職員の相互理解やキャリア形成に関する研修会開催の経費を補助します。

**キャリア教育支援事業**  
企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するキャリア教育を支援します。

**奨学金の貸与**  
経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方に学費を貸与します。

**少年センターの運営**  
少年非行の早期発見、早期指導のため、地域活動(街頭指導)を実施します。

**高校生**  
高校生までの医療費助成  
生まれてから18歳までの医療費を助成します。

**ひとり親家庭給付事業**  
自立支援教育訓練給付事業  
保護者が、就業に必要な技術や資格取得のための教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。

**高等職業訓練促進給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校修業期間中に修業および修了した場合に給付金を支給します。

**試験合格支援給付事業**  
保護者とその子どもが、高等学校試験合格した場合に給付金を支給します。

**結婚新生活支援補助金**  
新婚世帯を対象に、住居費や引越費用を補助します。

**女性等活躍推進事業**  
女性や若者が活躍できる職場づくりに推進するため、働く職員の相互理解やキャリア形成に関する研修会開催の経費を補助します。

【子どもの貧困対策】

- ▶生活困窮者自立相談支援事業
- ▶修学支援・生活支援
- ▶児童生徒就学援助事業

【特別な配慮を要するこどもへの支援】

- ▶医療的ケア児の相談窓口の設置
- ▶ヤングケアラー認知度向上に向けた普及啓発

【こどもの居場所づくり】

- ▶子どもの居場所づくり推進事業
- ▶みんなの食堂支援事業

資料3



一関市の子育て支援課の  
詳細はこちら



まんが版 一関市こども計画の概要

一関市健康こども部こども家庭課  
〒021-40026 岩手県一関市山田字前田13-1 (一関保健センター)  
TEL 0191-21-2165 FAX 0191-21-4656

こども計画号から見た！  
ちよつと未来の  
いっくのせき

まんが版 一関市こども計画の概要



いっくん  
外で遊ぶのが大好き。仲良しな友だちはいっぱいいるけど、最近友だちとどけんかをしてしまっ少し悩んでいる。



なぞの  
バルーン船長  
なぞのバルーンにも計画号の船長。実はこども計画を作ったリーダーとのうわさも...



## 目標 2

### 子どもが自分らしく 健やかに成長できるまち

- 子どもの居場所や相談できる場所があります。
- 子どもの居場所や相談できる場所があります。

親とケンカしちゃった話を話したら、アドバイザーももらえて気持ちがいいね。相談して軽くなったよ。相談してみることって大切だね。

市の取組を考える時には、わたしたち子どもの意見も聞いてくれるんだね。わたしたちもたくさん意見を伝えていきたいと思います。

## 目標 1

### 切れ目なく子育てを支えるまち

- 安心して子どもを産んで育てることができる。
- 子どもを育てながら仕事ができるようにサポートします。

2歳の妹が保育園に入るとき、お父さんとお母さんがいるいる相談をしたらよ。仕事をしながら子育てしやすいような仕組みがあるのいいな。

子どもを育てるって大変そうだけど、いろんな助けや気軽に相談できる場所があると安心だね。

# おい!

これがこども計画でめざしている

おなごと未来のいのちのせきが  
すかただよ!

ステキなまちだね!

## 目標 3

### 困難を抱える子ども・若者と その家族を支えるまち

- いろんなことで、困っている子どもや若者を助けます。

私はまだ日本語があまりとくいではないから、ことばを気にせず気軽に相談できる場所があるといい!

障がいのある友達が、同じ学校にいるよ。いろんな理由で困っている人が、みんな安心して暮らしているのせきになりますように。



## 目標 4

### 地域全体で 子育てを支えるまち

- 安心して遊べる場所があります。
- 地域の人みんなで子育てを応援します。

通学するとき地域の人が乗せてくれると安心するよ。雨の日でも遊べる場所があったらうれしいな!

子育てする人だけではなくて、地域のみんなでも支えていけるように、いろいろな「食糧」があるんだって。新しいお友達ができそうだから行ってみたい!

## 目標 5

### 若者の希望をかなえ 安心して暮らせるまち

- 結婚を希望する人をサポートします。
- やりたい仕事ができるように応援します。

出会うの場を作ったり、安心して結婚生活をスタートできるように市がサポートしてくれるのはうれしい。将来は楽しい家庭を作りたいな。

就職に役立つ情報をくれて、将来の夢を応援してくれるんだね。保育士になれるよ。うちにがんばりたい!

## 目標 6

### こどもの意見を聴き取りました

一関市では、こども計画を作るために、「安心」をテーマに、こどもたちが普段思っていることや感じていることを聴きました。

- 公園にいるときでも、安心して遊べない気持ちがある
- 災害や地震が起きたときが不安

など、みなさんから出た意見を踏まえて、取組を進めていきます。

## 令和 7 年度の主な取組

1 妊婦のための支援給付金給付事業				
妊婦等の孤立や不安を解消するため、妊娠期から出産・子育て期までの一貫した 伴走型支援と経済的支援を一体的に実施します。				
(単位：千円)				
事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
46,220	46,115			105
2 妊産婦サポート・ケア事業				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケア事業 <span style="float: right;">7,510 千円</span> 産後間もない時期に支援が必要な母子に対し、助産師が訪問型及び通所型により 心身のケアや保健指導等を行います。</li> <li>・産前産後サポート事業 <span style="float: right;">50 千円</span> 妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等が相談支 援を行います。</li> <li>・初回産科受診料助成事業 <span style="float: right;">100 千円</span> 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦に対し、1万円を上限に初回の 産科受診料を助成します。</li> </ul>				
(単位：千円)				
事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
7,660				7,660
3 乳児見守り訪問事業（あんしんおむつ宅配便）				
子育て世帯の孤立や育児不安の解消につなげるため、0歳児を養育する世帯を訪 問し、紙おむつを届けながら、乳児と保護者の見守りを行います。				
(単位：千円)				
事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10,220	566	9,000		654

**4 子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）**

家庭環境や養育環境を整えるため、育児や家事に負担を感じ、不安を抱える子育て世帯を訪問し、育児・家事等の支援を行います。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
4,785	3,190			1,595

**5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）**

こどもの育ちを応援するため、保育所等に通園していない生後6か月から満3歳未満の児童を、保護者の就業状況に関わらず預かる事業を私立保育所等に委託します。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2,040	1,360			680

**6 地域子育て相談事業**

妊産婦や子育て世帯の孤立や育児不安の解消を図り、必要な支援につなげるため、私立保育所等に相談業務を委託し、身近な場所で相談できる環境を整備します。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
5,100	4,250			850

**7 児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、家庭でも学校でもない安心して過ごせる居場所を提供し、児童や保護者の支援を行います。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
29,665	5,084		22,039	2,542

**8 親子通園モデル事業**

保育所等に通園していない家庭の親子が通園を体験し、保育士から乳幼児との関わり方や子育てを学べるモデル事業を家庭的保育事業所に委託して実施します。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
5,400				5,400

**9 私立保育所等給食費物価高騰対策支援交付金**

物価高騰に伴う子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、私立保育所等が行う給食提供に対し、交付金を交付します。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
12,406				12,406

**10 みんなの食堂支援事業**

地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民や団体が主体的に実施することも食堂や誰でも気軽に参加できる交流活動などを支援します。

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
3,000			3,000	

## 特定教育・保育施設の利用定員について

下記のとおり、特定教育・保育施設の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 13 条第 2 項の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

### 1 利用定員の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項及び第 29 条第 1 項において定められた、施設型給付費（委託費）及び地域型給付費の単価水準を決めるもの。

市は、施設の運営等が基準に適合しているか審査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行うもの。

この利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっている。

#### 【参考】認可定員と利用定員の違い

- ・ 認可定員：教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
- ・ 利用定員：子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員

### 2 私立特定教育・保育施設の利用定員について

#### 【変更日】

令和 7 年 7 月 1 日（3 施設）

令和 7 年 10 月 1 日（4 施設）

#### 【変更理由】

- ・ 利用需要に合わせた定員設定とするべく、私立特定教育・保育施設からの申出により、利用定員を変更するもの。
- ・ 適切な利用定員を設定することで、施設型給付費（委託費）の単価が増加することから経営の安定が図られる。

利用定員内訳（令和 7 年 7 月 1 日付変更分）

（単位：人）

施設名	定員	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳児	1・2歳児	
カトリック 清心幼稚園	変更前	25	—	—	—	25
	変更後	15	—	—	—	15
	増減	△10	—	—	—	△10
修紅短期大学 附属認定こども園	変更前	90	90	51	9	240
	変更後	30	100	51	9	190
	増減	△60	10	0	0	△50
公私連携幼保 連携型認定こども園わくつこども園	変更前	15	40	6	24	85
	変更後	15	34	6	20	75
	増減	0	△6	0	△4	△10

## 資料5

利用定員内訳（令和7年10月1日付変更分）

（単位：人）

施設名	定員	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳児	1・2歳児	
認定こども園 赤萩保育園	変更前	15	45	15	30	105
	変更後	15	41	13	26	95
	増減	0	△4	△2	△4	△10
認定こども園 睦保育園	変更前	6	39	6	25	76
	変更後	9	36	6	25	76
	増減	3	△3	0	0	0
幼保連携型認 定こども園花 泉こども園	変更前	15	36	6	18	75
	変更後	15	32	6	12	65
	増減	0	△4	0	△6	△10
認定こども園 金沢保育園	変更前	12	51	15	34	112
	変更後	12	33	15	30	90
	増減	0	△18	0	△4	△22

## 乳児等通園支援事業の認可について

下記のとおり、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可申請がありましたので、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項及び一関市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱（令和 6 年一関市告示第 65 号）第 4 の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

事業を実施する施設の名称	丸喜の家にこここ保育園
事業の種類	余裕活用型乳児等通園支援事業
事業所の所在地	花泉町涌津字上原 10-2
事業の実施者	千葉 真美子
事業開始日	令和 7 年 6 月 1 日

### 【参考】児童福祉法に規定されている内容

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 【参考】一関市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱に規定されている内容

第 1 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、市長が、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項で規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）を行おうとする者に対し、その認可の申請、休止及び廃止の承認等を行うことに関し必要な事項を定める。

第 4 市長は、乳児等通園支援事業の実施を認可しようとするときは、あらかじめ一関市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

# フードパントリー

7/27(土)

10:00-14:00

事前申込必要

場所 / 一関市総合福祉センター  
千厩農村勤労福祉センター



ひとり親世帯へ  
食料配布

配布数

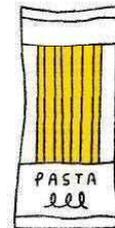
100世帯

高校3年生以下の未就労の子どもを1人で養育している世帯に限ります  
※ひとり親とは、父・母のほか祖父・祖母等も含まれます  
※祖父母等が同居している場合、子どもと別居している場合は対象外となります

受付期間

6/24 8:30-  
7/8 17:00

●当日は、生活や子育てに関するご相談にも対応します  
お困り事、お悩み事などありましたらお声掛けください  
●会場までの足がないなどの事情がある方は、事前にご相談ください



夏休みパントリー事業では、市民のみなさまや市内の企業、団体のみなさまからいただいたお米、乾麺、レトルト食品、缶詰などの食料品を、ボランティアの方々にご協力いただき、セットして配布いたします



一関市社会福祉協議会 地域福祉課

☎0191-23-6020

主催：一関市社会福祉協議会  
共催：一関市  
協力：一関青年会議所、いわて生協、千厩ロータリークラブ、一関市国際交流協会、民生委員・児童委員

・社協HPからURLをクリックしてアクセス

・QRを読み込んで申込フォームへアクセス

・パソコン・スマートフォンからのお申込みが難しい方は、電話にてお申込みください

